

## 看護師の特定行為研修、時間短縮などで受講しやすく ～関係省令改正へ

厚生労働省は、看護師の特定行為に係る研修制度について、研修時間の規定などを見直すため、関係省令の一部改正案をまとめました。医道審議会の保健師助産師看護師分科会の部会が昨年12月にとりまとめた「特定行為研修の研修内容等に関する意見」等を踏まえた改正です。

同部会の意見では、①共通科目の研修内容について、基礎教育での既習内容や科目間の重複分の削減、科目横断的に演習や実習を行うことによる研修内容の精錬化を図り、各科目の内容と時間数を変更する、②区分別科目の研修内容について、共通科目との研修内容の重複分を共通科目の中で学ぶこととする、③在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化して研修できるようにする—などとしていました。在宅・慢性期領域に関しては、それぞれ特定行為区分が異なる「気管カニューレの交換」、「胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換」、「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」、「脱水症状に対する輸液による補正」の4つの特定行為のパッケージ化を求めています。

省令の改正案では、研修の共通科目について、臨床病態生理学を現行の45時間以上から30時間以上に、疾病・臨床病態概論を60時間以上から40時間以上に短縮するほか、現行30時間以上の医療安全学と同45時間以上の特定行為実践を、合わせて45時間以上に改めるとしています。これにより共通科目は、計315時間以上が250時間以上に短縮されます。区分別科目については、呼吸器(気道確保に係るもの)関連を22時間以上から9時間以上に、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連を21時間以上から8時間以上に見直すなどの内容です。

これらのほか、厚生労働大臣が適当と認める場合、指定研修機関は、特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除できるとの規定も設けられます。改正省令は、意見募集等を経て4月下旬に施行する予定としています。

## 電子カルテシステムの普及は一般病院で46.7% ～2017年10月時点

厚生労働省は、直近の医療施設調査(3年ごとの静態調査)の結果を反映した「電子カルテシステム等の普及状況の推移」を公表しました。それによると、2017年10月時点の一般病院(精神科病床のみ・結核病床のみの病院を除く7,353施設)の電子カルテシステムの普及状況は46.7%で、3年前と比べ12.5ポイント増えていました。病床規模別では、200床未満が37.0%で同12.6ポイント増、200～399床が64.9%で同14.0ポイント増、400床以上は85.4%で同7.9ポイント増でした。また、医科診療所(10万1,471施設)の普及状況は41.6%で、3年前と比べ6.6ポイント増となっています。一方、2017年10月時点のオーダーリングシステムの普及状況は、一般病院で55.6%となっており、電子カルテシステムの普及を上回っています。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867